

【EU】デジタル市場法の制定

海外立法情報課 田村 祐子

* 2022年9月、大規模オンラインプラットフォーム企業を「ゲートキーパー」に指定し、違反行為に最大で売上高の20%の罰金を科す等、その業務を規制するデジタル市場法が制定された。

1 背景・経緯

欧州委員会は、2020年2月、戦略文書「欧州のデジタル未来の形成（Shaping Europe's Digital Future）」¹を公表した。同文書は、2019年から2024年までの優先課題の一つである「デジタル時代にふさわしい欧州」²を具体化したもので、大規模オンラインプラットフォーム規制を重要な課題の一つとして位置付けた。これに基づき、2020年12月15日、「デジタル分野における競争可能かつ公正な市場に関する規則（デジタル市場法）案」（COM(2020)842）が欧州議会及びEU理事会に提出された³。規則案は、複数の修正⁴を経て2022年3月25日に欧州議会、EU理事会及び欧州委員会の間で非公式の合意に至り、同年9月14日、「デジタル部門における競争可能かつ公正な市場に関して規定し、指令（Directives (EU) 2019/1937）及び指令（Directives (EU) 2020/1828）を改正する欧州議会及び理事会規則（デジタル市場法）」⁵として制定され、同年11月1日に施行された。一部の規定を除き⁶、2023年5月2日から適用が開始される（第54条）。

2 デジタル市場法の概要

全6章54か条及び附則1部から成り、本則は、第1章：主題、範囲及び定義（第1条、第2条）、第2章：ゲートキーパー（第3条、第4条）、第3章：競争可能性を制限する又は不公平なゲートキーパーの行為（第5条～第15条）、第4章：市場調査（第16条～第19条）、第5章：調査、執行及び監視権限（第20条～第43条）、第6章：末尾規定（第44条～第54条）で構成される。

(1) 定義

デジタル市場法は、ビジネスユーザ⁷とエンドユーザ⁸の利益のために、デジタル分野の域内

* 本稿におけるインターネット情報の最終アクセス日は、2023年1月16日である。

¹ European Commission, “Shaping Europe's digital future,” 2020.2. p.5. <https://commission.europa.eu/system/files/2020-02/communication-shaping-europes-digital-future-feb2020_en_4.pdf>

² European Commission, “6 Commission priorities for 2019-24,” 2019.7.16. <https://ec.europa.eu/info/strategy/priorities-2019-2024_en>

³ 濱野恵「【EU】デジタルサービス法案及びデジタル市場法案の公表」『外国の立法』No.287-2, 2021.5, pp.20-21. <https://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_11668881_po_02870208.pdf?contentNo=1>

⁴ 主な修正点としては、ゲートキーパー（後述）の定義について、規則案では売上高65億ユーロ、株式の時価総額650億ユーロであったところ75億ユーロ、750億ユーロに変更され、より大規模な企業を対象とした（デジタル市場法第3条）。また、罰則に関して、繰り返される違反行為に対して罰金を科す規定が追加された（同法第30条）。

⁵ Regulation (EU) 2022/1925 of the European Parliament and of the Council of 14 September 2022 on contestable and fair markets in the digital sector and amending Directives (EU) 2019/1937 and (EU) 2020/1828 (Digital Markets Act) (Text with EEA relevance), OJ L265, 2022.10.12, p.1. <<http://data.europa.eu/eli/reg/2022/1925/oj>>

⁶ 欧州委員会がガイドラインを作成する規定（デジタル市場法第47条）等は2022年11月1日から、ゲートキーパーの消費者利益侵害に対する訴訟（同法第42条）及び違反通報者の保護（同法第43条）は2023年6月25日から適用が開始される（同法第54条）。

⁷ 商業的又は専門的な立場で活動し、エンドユーザに商品若しくはサービスを提供する目的で、又はその過程で中核的なプラットフォームサービス（後述）を利用する自然人又は法人をいう（デジタル市場法第2条）。

⁸ ビジネスユーザ以外の自然人又は法人で、中核的なプラットフォームサービスを利用する者をいう（デジタル市場法第2条）。

市場が適切に機能するよう貢献することを目的とする。同法は、一定規模以上の企業を「ゲートキーパー」に指定し、その設立地を問わず、ゲートキーパーが EU 域内でサービスを提供する場合に適用される（第 1 条）。欧州委員会は、次の 3 要件を満たす企業をゲートキーパーに指定しなければならない。①域内市場に多大な影響力を持つこと（過去 3 年の EU 域内における売上高が 75 億ユーロ⁹以上又は前年の株式の時価総額が 750 億ユーロ以上であり、3 つ以上の加盟国で同一の中核的なプラットフォームサービス（core platform service. 以下「CPS」）¹⁰を提供していること。）、②ビジネスユーザがエンドユーザに接触するための重要な入口（gateway）である CPS を提供していること（月間アクティブエンドユーザが 4500 万人以上かつ年間アクティブビジネスユーザが 1 万人以上いること。）、③安定した地位を築いていること（過去 3 年連続して②の条件を満たすこと。）（第 3 条）。欧州委員会は、少なくとも 3 年に 1 度、企業がゲートキーパーの要件に該当するかどうかを評価しなければならない（第 4 条）。

（2）ゲートキーパーが遵守すべき事項

ゲートキーパーは、次の事項を行う義務を負う（第 5 条、第 6 条）。①ビジネスユーザがゲートキーパーの CPS を通じて獲得したエンドユーザと契約を締結することの容認、②オンライン広告を出稿する広告主に対する、広告料金や報酬等の情報の無償提供、③エンドユーザがゲートキーパーの OS 上のアプリケーションソフトウェアを容易にアンインストールできるようにすること、④ゲートキーパーの広告パフォーマンス測定ツールや関連情報を広告主に対して無償で提供すること、⑤ビジネスユーザがゲートキーパーの CPS で生成したデータをビジネスユーザ自身又は当該ユーザが認めた第三者に対して無償で提供すること、⑥ゲートキーパーの検索エンジンでエンドユーザが生み出した検索、クリック、閲覧などのデータを第三者である検索エンジン事業者に対して提供すること等。

ゲートキーパーは、次の事項を行ってはならない（第 5 条、第 6 条）。①ビジネスユーザが、自身の販売サイト又は第三者のオンライン仲介サービスを通じて、ゲートキーパーのオンライン仲介サービスを通じて提供されるものとは異なる価格又は条件で、エンドユーザに同一の製品・サービスを提供することを妨害すること、②ビジネスユーザ又はエンドユーザによる国内裁判所等の公的機関へのゲートキーパーに関する問題提起を阻止・制限すること、③ビジネスユーザ又はエンドユーザに対し、ゲートキーパーの CPS の利用、アクセス、サインアップ又は登録の条件として、自社の他の CPS への加入又は登録を要求すること、④ランキングやインデックス作成等において、自社製品・サービスを第三者の類似製品・サービスより優遇すること等。

ゲートキーパーは、ゲートキーパーに指定されてから 6 か月以内に、第 5 条及び第 6 条を遵守するために実施した措置に関する報告書を欧州委員会に提出しなければならない（第 11 条）。

（3）罰則

ゲートキーパーが故意又は過失により第 5 条、第 6 条等を遵守していないことが発覚した場合、欧州委員会は、当該ゲートキーパーの前会計年度の世界全体の売上高の 10%を上限としてゲートキーパーに罰金を科すことができる。同様の又は類似の違反が繰り返される場合、欧州委員会は、当該ゲートキーパーの前会計年度の世界全体の売上高の 20%を上限としてゲートキーパーに罰金を科すことができる（第 30 条）。

⁹ 1 ユーロは、約 144.8 円（令和 5 年 1 月分報告省令レート）である。

¹⁰ オンライン仲介サービス（商取引サイト）、検索エンジン、オンラインソーシャルネットワーク（SNS）、動画共有サービス、OS、ウェブブラウザ等、10 項目のサービスを指す（デジタル市場法第 2 条）。